

建設工事の競争入札参加資格者（令和9・10年度分）申請マニュアル

1 定義

- (1) 契約事業所 : 湖西市と契約を締結する営業所（契約権限を委任しない場合には、主たる営業所が契約事業所となります。）
- (2) 市内業者 : 湖西市内に本店及び主たる営業所を有する者
- (3) 準市内業者 : 湖西市内に契約事業所を有する者
- (4) 市外業者 : 市内・準市内業者以外の者
- (5) 代行申請 : 申請書の作成・提出を申請者本人に代わって行うこと（申請者はあくまでも申請者本人であり、申請書の記名は、申請者本人となります。）
- (6) 代理申請 : 申請者本人が代理人に申請手続きについての代理権を授与し、代理人が申請行為を行うこと

2 資格審査申請書

(1) 登録番号（コード）

- ①現在の湖西市の登録を有する場昭には、「令和7・8年度 湖西市競争入札参加資格者名簿(建設工事)※」に記載された登録番号（コード）を記入してください。

※ 湖西市ウェブサイトに掲載中

URL : <https://www.city.kosai.shizuoka.jp/soshikiichiran/keiyakukensashitsu/gyomuannai/2/1/3/15652.html>

（様式を一括ダウンロードされた場合には、フォルダ内に格納してあります。）

(2) 基本情報（本社）

- ① 法人番号欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき、国税庁から通知された法人番号（13桁）を記入してください。
 - ・個人事業主等の国税庁から法人番号の通知を受けていない方や、公開に同意していない企業に該当する方の場合には、記入の必要はありません。
 - ・法人番号は、市ウェブサイトの競争入札参加資格者名簿に反映しています。
 - ・法人番号が不明な場合には、国税庁の法人番号公表サイトで検索してください。
- ② 会社所在地欄には、建設業上の主たる営業所の住所を記載してください。

(3) 契約事業所として申請する営業所

- ① 契約事務所として申請する営業所を本店（主たる営業所）で申請またはその他の営業所で申請を選択してください。

- ② その他の営業所で申請を選択した場合は、湖西市との契約を締結する事業所（契約事業所）として申請する営業所の情報を入力してください。

(5) 事業者区分

- ①湖西市内に本店及び主たる営業所を有する者は市内業者、湖西市内に契約事業所を有する者は準市内業者、市内・準市内業者以外の者は市外業者を選択してください。

(4) 委任状（代理申請）【様式1】

- ① 代理申請される方が提出対象です。（代行申請の場合は提出不要です。）
- ② 湖西市独自様式を取得・編集・押印の上、提出してください。
- ③ 電子申請後、委任状の原本は郵送又は湖西市役所 契約検査室まで持参してください。受付票の返送を希望される場合は、「切手を貼った返信用封筒」と「受付票(任意様式)」を提出してください。郵送は、書留や特定記録郵便、メール便等の配達記録の残るものに限ります。なお、申請書類は郵便法上の信書に該当しますので、信書便事業者による信書便で送達してください。

提出先

〒431-0492

静岡県湖西市吉美3268番地

湖西市役所 総務部 契約検査室 契約検査係

(5) 委任状（建設工事）【様式2】

- ① 契約権限を営業所長等に委任する方が提出対象です。
- ② 他の様式でも構いません。
- ③ 一部委任（複数の工事業種の認定を希望する場合に一部業種のみを委任する行為）は認めません。
- ④ 電子申請後、委任状の原本は郵送又は湖西市役所 契約検査室まで持参してください。受付票の返送を希望される場合は、「切手を貼った返信用封筒」と「受付票(任意様式)」を提出してください。郵送は、書留や特定記録郵便、メール便等の配達記録の残るものに限ります。なお、申請書類は郵便法上の信書に該当しますので、信書便事業者による信書便で送達してください。

提出先

〒431-0492

静岡県湖西市吉美3268番地

湖西市役所 総務部 契約検査室 契約検査係

(6) 認定希望業種調べ

- ① 認定希望業種とは、湖西市が行う競争入札への参加を希望する工事業種をいいます。
- ② ③～⑥については、認定希望業種のみを記入してください。
- ③ 許可状況（会社全体）欄には、建設業許可を有する建設工事にチェックをつけてください。
- ④ 建設業許可を有する建設工事の種類に係る許可種別が特定建設業の許可の場合は特定建設業、一般建設業の許可の場合は一般建設業にチェックをつけてください。
- ⑤ 契約事業所の許可状況欄には、契約事業所における建設業許可を有する建設工事の種類のうち、認定を希望する業種にチェックをつけてください。なお、契約事業所とは、湖西市と建設工事請負契約を締結する営業所（主たる営業所を含みます。）をいいます。
- ⑥ 認定希望欄には、認定を希望する建設工事の種類にチェックをつけてください。ただし、希望する建設工事の種類に係る契約事業所での許可、並びに、希望する建設工事の種類に係る総合評定値（P）を有していることが認定条件です。

(7) 建設業許可通知書

- ① 通知書の内容に変更があったときは、変更届の控え（写）を添付してください。
- ② 申請日の時点において、建設業許可の取得後2年以上が経過していない方は申請要件を満たしません。

(8) 総合評定値通知書

- ① 審査基準日が1年7ヶ月以内であるもののうち、最新のものを提出してください。

(9) 営業所一覧表【様式3】

- ① 全ての方が提出対象です。
- ② 他の様式でも構いません。（ただし、記入する営業所の許可業種が表示されたものとしてください。）
- ③ 記入する営業所は、建設工事に関する見積、入札、契約締結等の行為を実態的に行う営業所をいいます。したがって、次のような営業所は記入不要です。
 - ・建設工事の許可を有しない営業所
 - ・海外に設置されている営業所
- ④ 多数の営業所を有する方にとっては、可能であれば、契約事業所に該当する営業所をマーカーやハイライト等で目立つようにしていただければ幸いです。

(10) 履歴事項全部証明書等

- ① 法人の方にとっては、履歴事項全部証明書を提出してください。

- ② 個人事業主の方にあつては、代表者の身分証明書を提出してください。
- ③ 過去3か月以内に発行されたものに限りです。

※過去3か月以内に発行されたもの（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の日付が令和8年12月20日の場合には、令和8年9月21日以降に発行されたものが該当します。）に限りです。

(11) 市税の滞納等がない証明書【様式4】

- ① 市内業者又は準市内業者が提出対象です。
- ② 湖西市税務課から証明をもらった書類を提出してください。（納期未到来であっても、証明可能です。）
- ③ 証明対象者欄には、本店（主たる営業所）の名称を記入してください。ただし、準市内業者のうち、本店（主たる営業所）以外の営業所（湖西営業所等）で、湖西市税を納税している方にあつては、証明対象者欄に当該営業所名を記入した分の証明書も必要となりますので、本店分と当該営業所分の2部を提出してください。
- ④ 過去3か月以内に発行されたもの〔(8)の③を参照〕に限りです。

(12) 消費税等の納税証明書

- ① 法人の方にあつては、納税証明書「その3の3」を提出してください。
- ② 個人事業主の方にあつては、納税証明書「その3の2」を提出してください。
- ③ 過去3か月以内に発行されたもの〔(10)の③を参照〕に限りです。電子発行により取得された電子ファイルでも構いません。

- ④ 提出いただいた納税証明書に、納期限が令和9年3月31日までの税について未納がある旨の表示がされている場合には、認定要件を満たしていない可能性があることから、再提出を求めさせていただきます。

- ⑤ 国税の納税証明書はオンライン請求をすることができますのでぜひご利用ください。

http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

- ⑥ 納税証明書のオンライン請求に関するリーフレットはこちらです。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/pdf/0025007-061.pdf>

- ⑦ 国税の納税証明書の交付手続きの詳細はこちらです。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

（詳しくは、所管の税務署窓口へお問い合わせください。）

(13) 暴力団排除に関する誓約書【様式5】

- ① 全ての方が提出対象です。
- ② 湖西市独自様式を取得・編集・押印の上、提出してください。

③ 日付は提出年月日を記入してください。

④ 原本の持参、郵送は不要です。

(14) 使用印鑑届【様式6】

① 全ての方が提出対象です。

② 他の様式でも構いません。

③ 日付は提出年月日を記入してください。

④ 必要な印形式については、押印例の部分を参照してください。

⑤ 原本の持参、郵送は不要です。

(15) 印鑑証明書

① 法人の方にあつては、法務局で発行されるものを提出してください。

② 個人事業主の方にあつては、市区町村で発行されるものを提出してください。

③ 過去3か月以内に発行されたもの【(10)の③を参照】に限ります。

(16) 有資格技術者数【様式7】

① 全ての方が提出対象です。

② 湖西市独自様式を取得・編集の上、提出してください。

③ 人数欄には、できる限り最新の状況を記入してください。なお、1人で2以上の資格を有する場合は、各々の資格に重複して計上するものとしますが、同一検定における1級及び2級資格を有する資格者の場合は、1級のみに計上してください。

④ 施工管理技士・技術士・建築士等の合計欄には、「施工管理技士」、「技術士」及び「建築士等」の項目の各々の検定種目等の区分ごとに記入した人数の合計（単純に合計したもの）を記入してください。

⑤ 実人数欄には、④に反映された有資格者の実人数を記入してください。（必然的に、⑤の人数は④の人数以下となります。）

⑥ 「監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の所持者数」、「登録基幹技術者講習修了証の所持者数」及び「湖西市独自調査項目」の有資格者数は、④や⑤の人数には含めないでください。

(17) 技術職員名簿

① 全ての方が提出対象です。

② 建設業法施行規則別記様式第25号の14別紙2（直近の経営規模等評価申請書・総合評定値請求書に添付した技術職員名簿）を提出してください。

③ 技術職員名簿の内容は、他の書類（有資格技術者数【様式7】、発注者別評価点に関する調書（〇〇工事）【様式10-〇】等）と整合が図れている必要はありません。

せん。

(18) 工事経歴書【様式8】

- ① 全ての方が提出対象です。
- ② 他の様式でも構いません。
- ③ 直近1年間の主な完成工事及び未完成工事を記入してください。なお、具体的な基準はありませんが、アピールしたい工事や特殊な工事実績を記入してください。
- ④ 認定希望業種分のみを提出してください。

(19) 営業所技術者等一覧表

- ① 市内業者又は準市内業者が提出対象です。
- ② 全ての営業所における「営業所技術者等の氏名」及び「営業所技術者等が担当している建設工事の種類」が分かる書類を提出してください。
- ③ 様式の指定はありませんが、建設業許可申請書に添付した営業所技術者等一覧表（別紙四）、営業所技術者等証明書（新規・変更）（様式第八号）を提出される方については、提出日現在の状況に手書き等で修正してください。

(20) 発注者別評価点に関する調書（共通）【様式9】

- ① 市内業者又は準市内業者のうち、4業種（土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事）のいずれかの認定を希望する方が提出対象です。
- ② 記入例を参考に作成してください。
- ③ 必要な証明書類を添付してください。

(21) 発注者別評価点に関する調書（土木一式工事）【様式10-1】

- ① 市内業者又は準市内業者のうち、土木一式工事の認定を希望する方が提出対象です。
- ② 記入例を参考に作成してください。
- ③ 技術者氏名欄には、市内業者の方は全ての技術職員を記入し、準市内業者の方は、湖西営業所等で勤務する技術職員を記入してください。
- ④ 若年技術者とは、令和9年3月31日現在で35歳未満（生年月日が1992年4月1日以降）の技術職員をいいます。
- ⑤ 保有資格を証明する書類の添付は不要です。

(22) 発注者別評価点に関する調書（建築一式工事）【様式10-2】

- ① 市内業者又は準市内業者のうち、建築一式工事の認定を希望する方が提出対象です。

- ② 記入例を参考に作成してください。
- ③ 技術者氏名欄には、市内業者の方は全ての技術職員を記入し、準市内業者の方は、湖西営業所等で勤務する技術職員を記入してください。
- ④ 若年技術者とは、令和9年3月31日現在で35歳未満（生年月日が1992年4月1日以降）の技術職員をいいます。
- ⑤ 保有資格を証明する書類の添付は不要です。

(23) 発注者別評価点に関する調書（電気工事）【様式10-3】

- ① 市内業者又は準市内業者のうち、電気工事の認定を希望する方が提出対象です。
- ② 記入例を参考に作成してください。
- ③ 技術者氏名欄には、市内業者の方は全ての技術職員を記入し、準市内業者の方は、湖西営業所等で勤務する技術職員を記入してください。
- ④ 若年技術者とは、令和9年3月31日現在で35歳未満（生年月日が1992年4月1日以降）の技術職員をいいます。
- ⑤ 保有資格を証明する書類の添付は不要です。

(24) 発注者別評価点に関する調書（管工事）【様式10-4】

- ① 市内業者又は準市内業者のうち、管工事の認定を希望する方が提出対象です。
- ② 記入例を参考に作成してください。
- ③ 技術者氏名欄には、市内業者の方は全ての技術職員を記入し、準市内業者の方は、湖西営業所等で勤務する技術職員を記入してください。
- ④ 若年技術者とは、令和9年3月31日現在で35歳未満（生年月日が1992年4月1日以降）の技術職員をいいます。
- ⑤ 保有資格を証明する書類の添付は不要です。

(25) 事業協同組合

事業協同組合の方は、次の書類を併せて添付してください。

- ・官公需適格組合証明書（写）
- ・組合員名簿
- ・共同受注規約
- ・配分基準

3 受付期間について

令和8年10月1日（木）～ 令和9年1月31日（日）

※ 令和9年1月31日（日）必着

4 提出方法について

申請フォームにて提出してください。郵送及び持参での受付は出来ません。

URL : <https://logoform.jp/form/oU27/1642338>

※ 令和9年1月31日（日）必着

5 代行・代理申請について

行政書士法により、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成する業務を行うことができるのは行政書士に限られています。

6 電子入札について

湖西市では、静岡県共同利用電子入札システムを用いて建設工事の競争入札を実施しています。

湖西市の案件に参加するためには、湖西市が発行する利用者番号が必要となりますので、別途手続※が必要となります。（一度発行した利用者番号は変更しないため、既に利用者番号の交付を受けている方については、この手続は不要です。）

URL : <https://www.city.kosai.shizuoka.jp/soshikiichiran/keiyakukensashitsu/gyomuannai/2/1/5/1640.html>

※ 資格審査申請書とは別に、システム利用届（様式1）と切手を貼付した送信用封筒を提出してください。

（利用者番号の新規発行手続は、資格審査が終了した後に行う必要があるため、受付票用の返信用封筒とは別に返信用封筒を送付してください。）

7 発注者別評価点等の取扱いについて

湖西市の格付（ランク付け）は、市内業者及び準市内業者を対象として、4業種（土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事）に限って実施しています。

格付は、総合評定値（P）を基に次の式によって算出する総合数値にて行います。

$$\text{総合数値} = \text{総合評定値（P）} + \text{発注者別評価点}$$

なお、発注者別評価点の内訳は、下表のとおりです。（詳細は、湖西市建設工事競争入札参加者の格付基準を参照願います。）

	項目	配点
①	直近2年度に完成した工事成績の平均点	－35点～75点（全体平均点以上を加点し、全体平均点未満を減点する。）
②	技術者の雇用状況	最大40点（1級有資格者：3点、2級有資格者：1点、（35歳未満の場合、更に2点を加算））
③	ISO9001の認証取得	10点

④	建設業労働災害防止協会に加入 又は COHSMS 若しくは OHSAS18001 の認証取得	10点
⑤	湖西市との災害協定	10点
⑥	湖西市消防団協力事業所	5点
⑦	ISO14001 又はエコアクション 21 の認証取得	5点
⑧	男女共同参画社会づくり宣言事業所	5点
⑨	不当要求防止責任者講習の受講者を雇用	5点（対象は、直近2年度に受講している不当要求防止責任者）
⑩	一般社団法人中小企業個人情報セキュリティ推進協会が認定する「ESGマーク認証」を取得	5点